

斎場施設利用の取扱注意事項

斎場職員への金品等の心付けは、一切お断りいたします。

◎施設使用条件

火葬使用に伴う「通夜から告別式」が式場にて使用できる。

大垣市鶴見斎場（大垣市鶴見町 581 番地 Tel78-4602）

○第1・第2式場

- ・式場での通夜は22時までとし、22時から翌日の9時までの時間帯の遺体は、それぞれの遺族控室へ移動する。（付添を置くこと）
- ・式場の使用は、告別式終了後、使用を終了する。
（法要があればそれぞれの遺族の遺族控室で行う）
- ・式場内は禁煙とする。
- ・供養物（花・果物）の設置は、斎場職員の指示に従うこと。
- ・駐車場整理員を2名～5名程配置すること。

○第3式場

- ・少人数の使用に適する。
- ・式場での通夜は22時までとし、22時から翌日の9時までの時間帯の遺体は、第3遺族控室へ移動する。（付添を置くこと）
- ・式場の使用は、告別式終了後、使用を終了する。
- ・式場内は禁煙とする。
- ・供養物（花・果物）の設置は、斎場職員の指示に従うこと。

○2階和室1～4

- ・通夜・告別式会場として使用できない。（遺体安置室含む）
- ・第1・第2式場使用者の使用のみ（第3式場使用者は使用できない）とし、最高2部屋までとする。
- ・最高2部屋とは、和室1・2、和室3・4とする。
（告別式当日、空室があればこの限りではない。）

○斎室1・2

- ・遺体の安置室として使用できる。
- ・祭壇・供養物（花・果物）の設置はできない。
- ・斎室1・2の2部屋使用はできない。

大垣市勝山斎場（大垣市赤坂町 745 番地 1 TEL71-3410）

○式場

- ・式場、僧侶等控室、控室、待合ホールを使用できる。
- ・式場での通夜は22時までとし、22時から翌日の9時までの時間帯の遺体は、それぞれの遺族控室へ移動する。（付添を置くこと）
- ・式場の使用は、告別式終了後、使用を終了する。
- ・式場内は禁煙とする。
- ・供養物（花・果物）の設置は、斎場職員の指示に従うこと。
- ・駐車場整理員を2名～5名程配置すること。

○和室

- ・通夜・告別式会場としては使用できない。（遺体安置含む）
- ・式場使用者の使用のみとする。

大垣市かみいしづ斎場（大垣市上石津町前ヶ瀬 684 番地 TEL45-2269）

○式場（和室）

- ・式場、僧侶等控室、待合ホールを使用できる。
- ・式場の使用は、告別式終了後、使用を終了する。
- ・式場内は禁煙とする。
- ・供養物（花・果物）の設置は、斎場職員の指示に従うこと。

○和室

- ・通夜・告別式会場としては使用できない。（遺体安置含む）
- ・式場使用者の使用のみとする。

**※式場でお使いの『お茶の葉・ゴミ袋』は、ご用意ください。
式場の使用に際して、省エネにご協力ください。**

斎場施設利用を変更される場合は、すでに交付した施設使用許可証（使用者控）を添えて手続きされますようお願いいたします。